

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第 1 5 条の 2 第 2 項及び同法施行規則第 1 5 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 1 0 日

北海道運輸局長 井上 健二

記

1. 届出の内容

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	令 8 A 第 2 号
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業の名称	道南バス株式会社
廃止となる路線	別紙のとおり
廃止の予定日	令和 8 年 1 0 月 1 日
廃止を必要とする理由	別紙のとおり

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書（別添様式参照）を北海道運輸局又は北海道運輸局室蘭運輸支局まで提出してください。（郵送による場合は、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参考）

1. 道路運送法第15条の2第2項の「利害関係人」とは、同法施行規則第15条の7によるものをいい、例示として次のような者が考えられます。
 - （1）当該路線の廃止後において、乗合運送を行うことが想定される別の一般乗合旅客自動車運送事業者
 - （2）廃止を予定する一般乗合旅客自動車運送事業者
 - （3）当該路線の沿線地域の経済団体（商工会議所等）
 - （4）当該路線の沿線地域の相当数の利用者が参画し、当該路線に関連する利用者団体
2. 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6月前までに届け出ることで実施可能となっています。
3. この意見の聴取は、本事案に係る路線の廃止を行った場合における旅客の利便の確保に関し、北海道運輸局長が関係地方公共団体及び利害関係人から行うものです。

また、意見の聴取の結果により、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかの判断を行います。
4. 意見の聴取において届出を行った事業者が廃止の実施日の繰り上げを希望し、かつ、関係地方公共団体及び利害関係人から特段の意見がなかった場合等において、旅客の利便を阻害しないと認められるときは、廃止の実施日の繰り上げを認めることがあります。

(問い合わせ先及び意見の聴取申請書提出先)

- ・北海道運輸局自動車交通部 旅客第一課

〒060-0002

札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎東館

Tel011-290-2741

- ・北海道運輸局室蘭運輸支局 輸送・監査担当

〒050-0081

室蘭市日の出町3-4-9

Tel0143-44-3012

系統名	地番		キロ程(km)	廃止を必要とする理由
(1) 【日高沿岸線】 静内 ～三石～浦河、 【日高沿岸線】 静内 ～静内温泉・ 三石～浦河	起点	日高郡新ひだか町三石東蓬萊 4 8 番 1 5 地先	3. 588	日高沿岸線については、周辺人口の減少に伴い乗車人員も減少傾向にある。 また、乗務員の賃金上昇による人件費高騰や近年の物価高騰などの影響により 経常収支が悪化している状況である。日高地域内重複区間の減便及び系統の短 縮等見直しを行い、必要乗務員数の縮小を図ってきたが、乗務員不足が極めて 深刻であり、利用の低い路線の見直しにより運行の効率化を図るため路線廃止 するもの。
	終点	日高郡新ひだか町三石蓬萊 3 3 番 4 地先		
	起点	日高郡新ひだか町三石蓬萊 3 3 番 4 地先	2. 991	
	終点	日高郡新ひだか町三石本桐 2 3 1 番地の 1		
	起点	日高郡新ひだか町三石本桐 2 3 1 番地の 1	3. 268	
	終点	日高郡新ひだか町三石梟舞 1 2 9 番地の 1 地先		
	起点	日高郡新ひだか町静内春立 2 0 3 地先	2. 916	
	終点	日高郡新ひだか町三石西端 1 6 0 － 8 地先		
	起点	日高郡新ひだか町静内春立 2 0 7 番 1 地先	0. 606	
	終点	日高郡新ひだか町静内春立 3 6 3 番 5 地先		
	起点	日高郡新ひだか町三石西端 1 6 0 － 8 地先	0. 04	
	終点	日高郡新ひだか町三石西端 1 6 0 － 8 地先		
	起点	日高郡新ひだか町静内浦和 3 9 の 1 番地先	1. 3	
	終点	日高郡新ひだか町静内浦和 1 0 6 番地先		
	起点	日高郡新ひだか町三石梟舞 1 7 7 － 7 地先	0. 064	
	終点	日高郡新ひだか町三石梟舞 1 7 7 － 7 地先		
	起点	浦河郡浦河町東町ちのみ 1 丁目 2 3 0 番地の 3 地先	1. 7	
	終点	浦河郡浦河町東町 3 2 3 番地先		
計			16. 473	
(3) 【富内線】 日高ター ミナル～振内案内所 ～平取～富川ターミ ナルとみくる	起点	沙流郡平取町字振内 2 2 － 8 地先	25. 77	富内線については、周辺人口の減少に伴い乗車人員も減少傾向にある。 また、乗務員の賃金上昇による人件費高騰や近年の物価高騰などの影響により 経常収支が悪化している状況である。日高地域内重複区間の減便及び系統の短 縮等見直しを行い、必要乗務員数の縮小を図ってきたが、乗務員不足が極めて 深刻であり、利用の低い路線の見直しにより運行の効率化を図るため路線廃止 するもの。
	終点	沙流郡日高町字日高 2 9 9 番地の 1 地先		
	起点	沙流郡日高町字日高 2 9 9 番地の 1 地先	0. 03	
	終点	沙流郡日高町字日高 2 9 9 番地の 1 地先		
	起点	沙流郡日高町字日高 3 0 2 － 1 地先	0. 24	
	終点	沙流郡日高町字日高 2 9 9 番地の 1 地先		
計			26. 04	
合計			42. 513	

令和 年 月 日

北海道運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（法人又は団体）
電 話 番 号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する意見聴取申請書

今般、令和8年6月10日付け北海道運輸局公示第22号で公示された下記の件名に対して意見を述べたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 事案の件名及び事案番号
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
令8A第2号
2. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
3. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

(注意事項)

意見聴取申請書は、公示の日から10日以内に北海道運輸局又は事案を管轄する運輸支局へ提出してください。郵送で申請する場合は、消印日が公示の日から10日以内であれば有効とします。

なお、意見の聴取の日時及び場所等は、利害関係人と認められる場合のみ別途通知します。